

山本美香記念国際ジャーナリスト賞規定

- 毎年5月26日、山本美香の誕生日を授賞式とする。
- 山本美香記念国際ジャーナリスト賞は国際報道に関わったジャーナリストに対して贈られる。その対象は写真、映像、記事であるが、ニュース性の高いドキュメンタリー映画（商業映画ではなく、ジャーナリズムの視点で撮られた映画）、および同様にニュース性の高いルポルタージュ（書籍や長期にわたる調査報道などの連載記事）なども含まれる。
- 受賞対象は前年1月1日より翌年3月31日までに発表された、ニュース性の高い記事や写真、映像、その他作品（※以下、「作品」とする）を発表したジャーナリスト、およびその活動とし、締め切りは毎年4月1日とする。発表された取材作品は複数でも単数でも可。また、その取材作品のテーマや地域が異なってもかまわない。
- 受賞対象者はその国籍や居住地を問わず、また作品が発表された国や地域を問わない。賞は基本的にフリーランス、および独自媒体を持たない独立系メディアに所属する個人に対して贈られるものとする。ただし、独自媒体を持つ大手メディアに所属する記者等であっても、特に人間性にあふれる気概や意義が感じられる活動、および作品については受賞対象に含める。
- 受賞対象は職業としてジャーナリズムに関わる人の活動、および作品とする。例えば、NGOや医療従事者、旅行者などが取材を目的とせずに「現場」に関わり、その後発表した作品については対象外とする。
- 受賞候補作については選考会以後に山本美香記念財団HP上で発表し、受賞者には受賞を通知する。
- 受賞対象は新聞、雑誌、書籍、テレビ、ラジオ、映画、インターネットで作品を発表した人と、その活動とする。ただし、インターネットに関しては個人のブログやウェブサイト、あるいはYouTubeやUSTREAMなど個人投稿サイトで発表されたものは含まれないものとする。
- 受賞対象者・作品は、すべての個人や組織からの応募、推薦（自薦、他薦を問わず）によるものとする。